

縦覧点検 医療情報との突合点検

令和3年度くま健縦覧点検業務より
～ケアマネジャーの皆様へ

令和3年度 弊社による縦覧点検業務の集計【全16市町村合計】

過誤請求の総件数：**143件**

(対象事業所：特養、老健、GH、デイ、ヘルパー、訪看etc...)

うち**ケアマネジャー**に関する過誤請求の件数：**65件(45.5%)**

令和3年度 弊社による玉名市の縦覧点検業務の集計

過誤請求の総件数：**18件**

うち**ケアマネジャー**に関する過誤請求の件数：
17件(94.4%)

【昨年度玉名市で多かったケアマネジャーに関する過誤の内容】

①

第1位 居宅支援初回加算の算定月の誤り

9件（全市町村合計：24件）

初回加算が初回支援月の翌月以降に算定されていた

担当ケアマネジャーへ確認したところ…

単純な入力間違いがほとんどだった

中には「他の利用者であげるはずだった初回加算を
間違って別の人にあげてしまった」というケースもあった

過誤の可能性が高い案件は国保連合会から直接確認が入ることが多い
→上記の件数以上に、**国保連からの確認ですでに過誤調整済みだった
件数が多かった**（実際は50件以上初回加算の過誤が発生していた）

【昨年度玉名市で多かったケアマネジャーに関する過誤の内容】

②

第2位 福祉用具貸与の請求単位数の誤り

8件（全市町村合計：37件）

月の半分以上の入院で、本来半月分請求すべきところを
1か月分請求していた

貸与事業所へ確認したところ…

CMから（請求後を含めて）入院したことを聞いていたのに、
誤って1か月分請求していた（過誤調整をしていなかった）ケースも
数件あったが、多くは**入院していたことを把握していなかった**

ケアマネジャーに関係する過誤は

①と②がほとんどです！

(玉名市は昨年度すべて①②のどちらかでした)



▼入院の連絡は貸与事業所の担当営業への
電話連絡のみではやや不安？
(書面等で通知し記録に残すなど)

▼特に申請中や区分変更後の請求時には
初回加算の算定月に注意してください

【他市町村であったその他の**ケアマネジャー**に関する過誤請求の内容】

③居宅から計画のみが算定されていて事業所からの実績が存在しない

短期入所利用の予定だったが特養へ入所となり請求がそのままになっていた、など

④初回加算と退院・退所加算を同月に算定同時に算定できない

⑤要介護1で特殊寝台一式を貸与していて例外給付の申請をしていなかった

認定調査情報・主治医意見書からも貸与が可能な理由は確認できず
→計15か月分の請求取り下げが発生

(他市町村で、すでに過誤取り下げ済みでしたが…)

福祉用具の「**特殊寝台付属品**」にあたるベッドサイドで使う手すり
(「介助バー」のようなもの)のみを、CMは「**手すり**」だと思い、
要介護1の利用者へレンタルしていた
(貸与事業所が後に介護度に気付き取下げ)



近年ベッドサイドで使用する手すりの種類は多岐に渡っているので
貸与種目は正確に確認してください



また、そもそも介護度に関係なく「付属品」は本体なしでは貸与できません
(マットレス、車いすクッション等のみの貸与は要注意)

【要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者について】

介護保険法においては「居宅サービス計画作成にあたっては（中略）
短期入所サービスの利用日数が要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないようにしなければならない」とされているため、市ではこれを超える利用が見込まれる利用者について、事前の届け出をお願いしています

玉名市での昨年度縦覧点検では、対象となる超過受給者のべ34件のうち、
18件が見届けとなっていたため、担当CMへ電話による現在の状況や、今後の入所に向けた方針などを確認し、同時にあらためて届け出の依頼を行いました

**該当見込みの利用者さんについては
申請を行っていただくようお願いします**